

令和6年10月4日
南国市商工観光課

「やなせたかしが育ったまち なんこく」周遊促進事業 ご質問に対する回答

番号	質問	回答
1	仕様書の委託期間の精算について 契約締結日から令和8年3月20日までと年度が2期に渡っていますが、提案する経費（請求書）の精算は成果品の納品期限の令和7年3月ごろに行われますでしょうか？（2期に及ぶ開発→運用→保守コストを考えると精算に無理がある為）	事業スケジュール（年度別業務内容）【別紙3】に記載するR6年度業務の完了後、検査をしたのちに当該業務に係る経費をお支払いいたします。 また、R7年度業務につきましても、同様に、当該業務の完了後、検査のうえお支払いいたします。
2	市の許諾で使用可能なIPコンテンツはありますでしょうか？（例：やなせライオンなど）	市の許諾で使用可能なIPコンテンツは以下のとおりです。なお、①から④につきましては、使用方法によって著作権者の確認が必要な場合がございます。 ①やなせライオン ②しょうがちゃん ③ありがとう駅のセンベちゃん ④生姜地蔵 ⑤シャモ番長
3	事業スケジュール（年度別業務内容）について R7年度業務は随意契約でしょうか？	令和6年度から2ヶ年に跨る随意契約となります。
4	R7年度業務は別途経費でしょうか？（R6年度業務に含まれている場合コストが合わない為）	別途経費ではありません。令和6年度から2ヶ年に跨る契約として、経費総額の提案上限額6,000千円となります。
5	本業務ではなぜAR技術を活用と考えられたのでしょうか。 またどのようなAR技術の活用をイメージされていらっしゃるのでしょうか。教えていただける範囲で構いません。	当市の課題「やなせたかし関連のスポットは多数存在する一方、それら1個1個に対する観光スポットとしての磨き上げが十分でない（仕様書項目5に記載）」を解決するために、AR技術を活用することで観光スポットとしての価値を高めたいと考えています。このため、観光客の没入感を高めることができるようなAR技術の活用をご提案いただきたいと思います。

番号	質問	回答
6	やなせたかし氏が作成されたイラストなどのコンテンツの著作権はフレーベル館様や南国市様などがお持ちだと存じます。許諾を得る作業は受託者が行うことを理解していますが、それらの各スポットで使用に適したイラストなどはお借り使用することが可能なのでしょうか。	ご希望されるイラストにより、別途協議とさせていただきます。 上記2番の質問・回答をご参照ください。
7	提案書の正本と副本について、内容は同じでよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。